

第20回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和4年2月7日(月)午後1時30分より、第20回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号議案 非農地通知の決定について

第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛
13番 水主 哲寛	14番 山本 晃一郎		

(欠席委員)

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 4 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 2 0 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、水主委員、中林委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中西委員、水主委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 3 件をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、譲渡人は遠方で耕作が困難なため、譲受人は営農規模の拡大を図るため所有権を移転するもので、現在も譲受人が作業を受託されています。</p> <p>次に番号 2 及び番号 3 につきましては、いずれも生産緑地で同一譲受人への所有権移転となります。理由については、譲渡人はいずれも高齢のため、譲受人は営農規模拡大のためです。</p> <p>なお、譲受人については、過去に市内所有農地が営農指導対象となっておりましたが、現在は是正されております。</p> <p>以上 3 件につきましては、譲受人の世帯が経営する農地は全て適正に管理するなど、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、水主委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

水主委員	<p>報告します。去る1月25日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の白川 の利用状況につきましては、現況は畑で、野菜が植わっており、梅の木や柿の木もありました。雑草や荒れたところはなく適正に管理されていました。</p> <p>番号2の大久保町 及び 、並びに番号3の大久保町 の利用状況につきましては、現況は田で、稲の刈り取り跡があり、畦に雑草はなくきれいに管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>番号2及び3については、道に接していないので、他人の田を通して入ることになる場所です。現在は周囲の田と一体で同じ方が作業されています。農地ごとの境界はありますが、日ごろの管理は農家組合でまとめられています。譲受人は許可後の管理及び耕作について、農家組合と話がまとまっているのでしょうか。</p>
局 長	<p>農家組合と話し合いをされているかどうかは、把握しておりません。申請書には、従来通り水稻栽培を行い、周辺に支障は及ぼさないと記載されております。</p>
水谷推進委員	<p>隣接農地の所有者の承諾はあったんですか。当該地と周辺農地は、お互いに通らないと入れない場所ですが、引き続き農作業できるように話はされているんですか。もし作業できないということなら、これだけ一団の農地をどうして行くのか、譲受人と農家組合でその辺の話はできているのでしょうか。</p>
局 長	<p>そういった話ができているかどうかは、確認しておりません。</p>
水谷推進委員	<p>この辺りは一体じゃないと農作業できない場所です。畦の清掃や田植えも作業受託者が一体で管理されています。許可を出すことに異論はないですが、今後もきちんと管理できるよう、よく話すようお願いしてください。</p>
議 長	<p>その辺りについて聞いておいてください。</p>
局 長	<p>ご指摘の点につきましては、許可書交付の際に確認しておきます。</p>

議 長	このような農地は大久保ではここだけですか。
水谷推進委員	一団の農地はここだけです。この辺りは一体の土地で2か所くらいしか入れるところがなく、車が通れる道也没有。仮に開発するとしても全部の土地でやらないと、自分の土地だけ開発するということはできません。農家組合というひとつの組織で管理されているので、許可すると当該地とそれ以外で管理が分かれてしまうのではないかと少し心配しています。
小島委員	番号1について、地元委員として補足します。譲渡人は引っ越しされて40年ほど経っております。譲受人は譲渡人の親戚にあたり、他にも水田を1反半ほど管理されていますが、きれいに耕作されています。
議 長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。 本件につきましては、前回に引き続き、2棟目の農業用倉庫を別農地の一部に整備するための転用となります。 転用面積は299.43㎡、建築面積及び延べ床面積は150.93㎡となっております。 前回倉庫の利用目的は、主に米、野菜、花き関係の収納及び作業スペースでしたが、今回の倉庫は、トラクター3台、コンバイン1台、田植え機1台、トラック2台を収納する計画となっております。また、榎島町にある既存倉庫113.93㎡については、解体予定とお聞きしております。詳細は、今回提出を求めました誓約書兼利用計画図を回覧させていただきますのでご確認ください。 なお、「転用の差しつかえなし」との巨椋池土地改良区の意見書及び隣接農地

	<p>の同意書が提出されております。</p> <p>また、農用地区域であることから農業振興地域整備計画の軽微変更手続きについても並行して進められております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中西委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中西委員	<p>報告します。去る1月25日、事務局の案内で水主委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町の利用状況につきましては、きれいに草刈りされており、耕起済でした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
多羅尾委員	<p>地元委員として確認します。申請者は先月も農業用倉庫の転用申請をされていましたが、同じような規模で2つ目の申請を出すのは大丈夫なんですか。</p>
局 長	<p>法律上、必要性が認められれば問題はありません。申請の際に代理人の方に確認させていただきまして、当初予定を立てた後に、色々精査するとどうしてもスペースが足りないことが判明し、もう1棟建てることになったとお聞きしております。</p>
多羅尾委員	<p>前は別の場所にある大きな田に建てられましたが、そこに二つ目を建てる構想はなかったんでしょうか。</p>
局 長	<p>前回申請されたところに、もっと規模の大きなものを建てれば良いのではというお話もあるかと思いますが、そうすると規模が大きすぎて周辺の農地に迷惑がかかるからということで、今回の申請は別の場所を選んだとお聞きしております。</p>
多羅尾委員	<p>一つの場所に大きすぎる物を建てる支障があるということですか。違う場所に建てれば支障はないという考え方で良いんですか。</p>
局 長	<p>法的な見解というわけではなく、自主的に考えられた結果、別の場所に計画さ</p>

	<p>れたということです。</p>
多羅尾委員	<p>一か所にまとめれば当然作業効率も良いでしょうし、別の場所に建てるのは意味があってのことなのかなと思いました。</p>
局長	<p>申請の際にお聞きした話によりますと、理由のひとつは、建物が大きくなりすぎると周辺農地に迷惑をかけるかもしれないからとのことでした。もう一点は、1棟目を整理してからそれだけでは足りないということが判明し、2棟目を計画したとのことでした。申請人は仰られていないですが、調整区域は本来であれば面積に関係なく開発許可が必要になりますが、農業用施設は例外扱いになっています。しかし、宇治市のまちづくり条例については300㎡が基準となっており、それを超えるとまちづくり条例の手続き対象となります。推測ですが、そういったこともあるのかもしれませんが。</p>
議長	<p>本件とは関係ありませんが、この申請が認められるのであれば、過去にハウスとして建てて倉庫になった場所についても認められるのでしょうか。</p>
多羅尾委員	<p>顛末書を付けて、もう一度きちんと申請してもらえば認められるかもしれませんが。今は中途半端に周囲を覆って使われているので、変に勘繰られてしまいます。</p>
議長	<p>きちんと申請されたらと思います。 他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p>

	<p>本件につきましては、移住に伴う新規就農及び農地取得として、段階的に進めてきた案件となります。</p> <p>令和2年10月に他県から移住され、地元農家による農業研修を開始、令和3年8月には本総会の議決を経て利用権を設定し、今日に至っております。</p> <p>このたび、農地中間管理事業の特例による所有権移転について、京都府農業会議との調整が整ったことから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定について、宇治市から本委員会に要請があったものです。</p> <p>これまでの経過を踏まえるとともに同法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、中西委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中西委員	<p>報告します。去る1月25日、事務局の案内で水主委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の東笠取、及びの利用状況につきましては、半年程前に上から見た際はものすごく草や木が目立ちましたが、今回、草は大方刈り取られており、木も適正に管理されていました。白菜、ネギ、大根、キャベツ、そら豆等が作付されていました。初めての就農でがんばっておられると思います。今後に期待したいです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
北浦委員	<p>地元委員として補足いたします。当該地の草刈りは、譲渡人と譲受人双方の間を集めてやったそうです。その後も譲受人は熱心にいろんなことを勉強しておられます。肥料についても聞いてきましたが、どれだけ肥料を変えてもまず水はけをもっと良くしないといけないと助言しましたところ、分かったと素直に受け取り、頑張っておられます。これからもやっていって欲しいと思いますので、長い目で見ていただきますよう宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>

議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第4号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第4号議案 非農地通知の決定について」一括して17件をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判定していた農地のうち、東西笠取、二尾、池尾地区における非農地判定のための現地調査を令和3年12月10日、令和4年1月11日に農地部会委員、村田推進委員と事務局職員が同行し実施して参りました。</p> <p>今回の議案には、いわゆる違反転用の疑いがあるものは含まれておりません。 また、従前は、土地所有者に対し、耕作を行うか否かの意向を確認し、非農地を希望するとの回答があった土地のみを非農地決定してきましたが、今回からは国の通知に基づき、土地所有者の意向確認は行わず、現況に基づいて判断することとしております。</p> <p>今回の議案で非農地決定するのは、東笠取が4件、5筆、4,104㎡、西笠取が3件、5筆、2,220.48㎡、二尾が3件、3筆、643㎡、池尾が7件、14筆、6,255㎡、合計17件、27筆、13,222.48㎡となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
村田推進委員	<p>住所不明の場合、非農地決定を通知する宛先はどのようになるのでしょうか。郵便は届きませんか。</p>
局 長	<p>非農地通知の決定は農業委員会が判断し、決定された土地は農地台帳から削除します。その後の通知が届くか届かないかというだけで、本議案で決定された土地は非農地となります。</p>
北浦委員	<p>番号2の所有者は、聞いた話では明治時代に出でいかれたらしいです。元々う</p>

	<p>ちの家の真上の辺りに昔はその方の家があったと聞いていますが、今はどこにいらっしゃるのか全然分かりません。</p>
水谷推進委員	<p>本議案の当該地には農振農用地も含まれていますが、農用地は農地として管理するのが原則です。国のいう非農地決定の手順として、本人の意向確認が要らなくなったのは分かりますが、農振地域内は農地として保全すべき場所です。是正指導等のステップを飛ばして非農地判定するのは如何なものでしょうか。農振地域内の土地については、少し手順を踏まないといけないんじゃないですか。</p>
局長	<p>国の通知では、農振農用地でも状態が山林化等の再生困難な土地であれば、非農地決定しなさいということになっております。一方で、農振農用地区域から除外するかしないかについては、宇治市では農林茶業課が考えることになっております。</p>
水谷推進委員	<p>隣接農地もありますし、ここだけ荒廃しているから非農地というのは如何かと思えます。周辺の農地と繋がっているわけですから、その影響も考えて、農用地の非農地化については、慎重に判断する必要があるのではないですか。当該地の現状はともかく、農振地域を解除するなら解除するなど、周辺の農地も含めて調整するべきじゃないですか。</p>
局長	<p>事務的な話ではありますが、国の通知を受けて、どう扱うか農林茶業課と何度か協議はさせていただいております。農林茶業課としては、農業委員会が国の通知に基づき、農用地区域内の農地を非農地と判断した場合、それは致し方ないとの見解を得ております。</p>
水谷推進委員	<p>国からそういった通知が来たことは以前聞いたので把握しておりますが、それなら農振地域を慌てて解除するかと言えばそうではないと思えます。農振地域は一体のもので、地域の方等とよく協議してから決定すべきではないですか。慌てて非農地決定しなくても良いではありませんか。穴あきでその土地だけ農用地から解除されるのはあり得ないことです。農振地域内のまま農地でないものになってしまうことは極力避けるようにして、農地として保全に努めるよう指導すべきです。</p>
議長	<p>仰っているのは番号3及び4ですね。</p>
北浦委員	<p>本議案に挙がっている所有者は、もう殆ど亡くなった方ばかりです。相続もで</p>

	きていないでしょう。
多田委員	ほぼ既に地元にいらっしゃらない方ですね。
北浦委員	どうしようもできない土地ばかりだと思います。
中西委員	はっきり言って、機械も何も入らない原野です。水谷推進委員の仰ることも分からなくはないですし、改善できるのであれば農地に戻るのが良いと思いますが、改善できない土地です。確かに農用地域内ですが、私は仕方のないことであると判断したく思います。
議 長	農用地区域とのことですが、隣接にはちゃんと農業をやっているところがあるんですか。
北浦委員	番号3の周りに、確か田んぼは残っています。
水谷推進委員	今は農振地域に指定されていますが、外すこともあり得ると思います。必ずしも農振地域内だからずっと台帳に残さないといけないとは思っていませんが、歩調を合わせるのが大事ではないでしょうか。
多田委員	確か番号3はお寺があった高台のところだと思います。
北浦委員	お寺の真下に位置するところです。その下に田んぼを作っていたところがあったはずです。
多田委員	川の工事をされていたところから、ずっと上がっていった畑のところですか。
議 長	分かりました。では、どうしたら良いのでしょうか。
水谷推進委員	どうしたら良いか正解は分かりませんが、通知に応じてさっさと農振地域内を解除するのではなく、少し調整をかけて、ここは農振地域のままにしたほうが良いのではないかという議論もあるかと思います。それはそれで進めて行ったら良いと思います。手続き上、本人の同意がなくても非農地とできる通知が来たことは分かっています。関係者の方や相続権者についても、当該地について話し合いされていない訳ではないようです。関係者と調整して、だめなものはだめと判断すれば良いとは思いますが、国の通知があるからと農振地域内についても本人同

	<p>意なく、農振地域外の土地と同じ手順でさっさと外してしまうのは如何なものでしょうか。</p>
議 長	<p>番号3及び4を非農地決定から外してほしいということですか。</p>
水谷推進委員	<p>相続の話もありますし、調整した上で考えてはどうでしょうか。</p>
局 長	<p>今まで既に非農地決定した土地の中にも、農振農用地も含まれています。</p>
水谷推進委員	<p>山際の竹藪になってしまっているところも実際あります。ですが、当該地はそれとはちょっと状態が違います。農振農用地の非農地でこれまでにあったのは、もう竹藪が伸びてきて山に戻ってしまっているようなところです。</p>
議 長	<p>しかし、当該地も原野に戻っているのではないんですか。利用状況には原野とあります。</p>
局 長	<p>農地部会の委員さんに現場を回っていただいて、再生不可能な土地だと確認はしていただいております。</p>
水谷推進委員	<p>当該地は林にはなっていません。原野とは、もっと林になっているところではないですか。手順を踏んだ上で外すのは良いと思いますが、農振地域ではもう少し慎重にすべきです。</p>
議 長	<p>水谷推進委員が仰りたいのは、農振地域内の農地はもう少し慎重に判断してほしいということで宜しいですか。</p>
局 長	<p>水谷推進委員が仰っているのは調整してほしいとのことですが、たとえば農林茶業課にどうしましょうかと話を持ち掛けた際、農林茶業課としては農用地区域から除外するか否かといった判断をしない若しくはできないとなった場合、農業委員会は現況非農地の土地であっても非農地決定しないということですか。</p>
水谷推進委員	<p>農振地域と農地は裏表の関係だから、調整したら良いと思います。</p>
局 長	<p>調整が整わなかった場合、どうしたら良いのかということをお聞きしたいんです。</p>

水谷推進委員	<p>東笠取は農振地域を外してほしいという意見もありますし、一方で産廃等の懸念もあって外したくないといった声もあります。そういった行為をセーブするような仕組みを作った上で、農振地域を外するのが良いと農業委員会で議論していた訳です。一律で農振地域から除外したら良いとは思いません。産廃等を防げるようにそれなりの網を被せる方法を考えたり、手順通りに現況非農地だから農地台帳から外そうとせず、少し調整したらどうなんですかと言っているんです。農振地域だから永遠に農地から外さないようにとは言っていません。</p>
局 長	<p>すみませんが、具体的にどういった内容を調整をしたら良いのか、イメージが分かりません。基本的に農用地区域から除外するか否かは市長権限であり、非農地として決定するのは農業委員会の権限になります。そもそも決定する権限を持っている者が違います。</p> <p>農業委員会としては、現況を見てこれは非農地であるという判断を一定、農地部会が既に行っているわけです。その結論と、農林茶業課が農用地区域から除外するには至らないと判断したときと、その不整合についてどのような調整を要望されているのでしょうか。</p>
水谷推進委員	<p>原野に戻っているとはどんな状態ですか。荒れているところを外してはいけないとは思いますが、産廃等の懸念もあります。</p>
局 長	<p>仰っている調整とは、どういう風に調整したら良いのか、私も確認させていただかないと調整のしようがありません。</p>
水谷推進委員	<p>地元との調整です。産廃等についてです。</p>
議 長	<p>原野とはどの程度のものを指すのでしょうか。</p>
多田委員	<p>見方にもよるとは思います。</p>
局 長	<p>農振農用地区域だから農林茶業課と調整をするようにということであれば、調整とはどのような調整をしたら良いのか、その結果農業委員会の判断と農林茶業課の判断が異なれば農業委員会の議案の取り扱いはどうしたら良いのか、イメージできないのですがどのようにお考えですか。</p>
水谷推進委員	<p>ご遺族の方が相続関係の調整をしているところもあるんです。 当該地は作物が植わっておらず草が生えているだけではないですか。原野とな</p>

	るともっと山に戻ってるところだと思います。
議 長	水谷推進委員はそう判断されていないでしょうが、当該地は農地部会が見に行 って原野と判断した土地になります。それが原野じゃないと仰るのなら、農地部 会に差し戻すことになり、農地部会の判断が甘かったという話になります。 番号3及び4について、相続を進められているというのは事実ですか。
水谷推進委員	そう聞いています。
議 長	もし仰るように相続を進められているとして、相続した人が農地に戻す可能性 があるでしょうか。
水谷推進委員	現地に居住している方が相続されるわけではないと思います。
議 長	相続人に戻す気があるかどうか聞いてほしいということですか。
水谷推進委員	集落や地元の農業委員さん等が調整したら良いと思います。
局 長	この前運営委員会のなかで、今後は意向を確認せず、現況が非農地であれば非 農地判断していきますとお伝えさせていただきました。もし相続された方が農地 に戻したいということであれば、実際に農地に戻した上で農業委員会に農地証明 願を出してもらい、農業委員会がきちんと農地になったということを確認して農 地台帳に載せるようにしていきますということも、併せてお話をさせていただいて おります。 本件につきましても、同様の流れかと考えます。
水谷推進委員	何年前まで耕作されていたんですか。
局 長	存じ上げておりません。
議 長	北浦委員、ご存じですか。
北浦委員	番号3の所有者2名の内、片方は亡くなっており、家族の方は他県に引っ越さ れております。どういう経緯で共有名義になったのか分かりませんが、その方が 所有権を得られているとは思っておりませんでした。実際に番号3を地元で所有 されてきたもう片方の所有者も亡くなっております。番号4の所有者も亡くなっ

	<p>ており、所有者の相続権者も亡くなっておられたり、相続関係も複雑化していると聞いております。</p>
議長	<p>殆どの土地で引き継ぐ人もいっしらず、たとえ引き継がれてもおそらく農業される意思はないだろうと考えられる場所です。現地を確認した農地部会が原野と判断したことを尊重してはいただけませんか。</p> <p>農業委員会としては農地台帳から削除した後、もし相続人が農地にする気があるなら復元し、農地証明願が出されたら現況判断の上で認めるのですから、今非農地と判断することは構わないのではないのでしょうか。</p>
水谷推進委員	<p>どちらの所有者も他にも農地があったと思います。他は借りる人がいるから荒廃していないだけです。</p>
北浦委員	<p>地元では相続しても、何代も前から登記をきちんとされていない家が多いです。</p>
議長	<p>農地台帳から削除したという通知はされますか。</p>
局長	<p>農林茶業課や関係機関、本人にも通知します。</p>
議長	<p>本人が通知を見て、戻す気があるなら復元に努めるか否か判断すれば良い話だと思います。農業委員会で相続人が誰であるか探したり、今後についてまで調整する必要はないのではないのでしょうか。</p>
北浦委員	<p>その家自体が地元を出て行って、いっしらないと思います。何処に行かれたのか全く分かりません。</p>
議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">= 暫時休憩 =</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>ご意見等ございませんか。</p>
小島委員	<p>番号3及び4は農用地ですが、この辺りの農振地域は全部でどのくらいの面積があって、この2件はその内のどれくらいの面積に相当するのでしょうか。</p>

局 長	すぐには分かりません。
小島委員	たとえば、この2件がこの辺りの農振地域のほとんどを占めていて、周辺に他の農地があまりないのであれば問題にはならないと思います。もし周囲に沢山ある内の真ん中に位置しているとなれば少し考えなくてはいけないかもしれません。この辺りの農振地域の面積がどれだけあるのか、調べてもらいたいと思います。
山本委員	周辺も調べると同時に、私も農地部会ですが当該地の状態がどうだったか少し曖昧ですので、もう一度現地確認に行つてはどうかと思います。
中林委員	非農地通知の対象地について、今までは意向調査を行ってきましたが、既にされているんですか。
局 長	意向調査はもう実施しないことになりました。
中林委員	実施されないならそれは仕方ありませんし、周辺農地に水関係の問題等がないのなら、農地から外しても良いのではと思います。
局 長	基本的に山林化もしくは原野化しているところは、農地として再生しないので農地台帳から外すことを決定することなんです。確かに法律上、農振農用地区域から外れると色んな開発等ができるようになるという話には繋がっていきませんが、農地台帳から外したからといって直ちに農振法上の規制がなくなるわけではありません。 また、仮に山林化したものを開発されたとして、既に山林となっているわけですから、水路や農道に支障が出るということもないと思います。台帳の整備のために落とすだけのことで、山林原野化した土地がそのまま放置された場合も現況と何も変わりません。周辺農地があってもなくても、当該地を台帳から落とすことによって直ちに何か状況が変わることはないと思います。
多羅尾委員	現地の写真を見ると、萱や葦等の枯草が1mから1m50cmほど生えているような状況でした。私も原野というものは木が生えていないといけないと思っていましたが、ネットで一般的に原野とはどういうものかというのを検索したところ、原野とは耕作の方法によらない雑草、かん木類の生育する土地で、野原ともいうとあります。昔からがさわらや野原とか、木が生えてなくても草が生い茂ったところはありません。そういった土地も原野の定義に入るのではないかと

議長	<p>考えました。そうすると、先ほど拝見した現場の写真も、原野に当てはまるんじゃないかと私は思います。</p> <p>分かりました。色々とお意見をいただきましたが、水谷推進委員の仰ることも分かるんです。ひとまず農用地に該当する番号3及び4につきましては今回は保留として継続審議し、他は承認してはどうでしょうか。</p> <p>番号3及び4についてはどう処理していくのか、農地部会で話し合って再度判断してもらいましょう。農用地域内についてこういった基準で処理していくと決めていただき、今後はその基準に沿って処理していくということで如何でしょうか。</p>
水谷推進委員	<p>農地部会でご判断されたことについて、意見してしまい申し訳ございませんでした。</p> <p>最近見ていませんが、番号4の地図番号4は段々畑の形は残っているものの長いこと耕作されておらず、地図番号5は木が侵食している状態だと分かっております。一団の農振地域内の農地を外す場合は、周辺農家の方や、集落の方と調整されて、集落営農が仮にあれば地域で保全管理できますということもあるかもしれませんが、または管理する人もいない、難しいということもあると思いますが、方針としては全体が農振地域ですので、荒れてきたら外していったら良いということになると、何年か放っておいたら農振地域から解除されるから開発していくということも起こりかねません。そういったことは好ましくないと思います。集落の方とも調整したほうが良いのかなと思います。非農地判定の方法が変わったのは分かっていますが、やはり農振地域です。ここは外してほしいという意見も、怪しいものが入ってくるかもしれない等の懸念から外したくないという意見もあるところですので、その辺のことも含めて調整していただく機会があれば良いと思います。</p> <p>議案については、会長の仰ったとおりで問題ないです。</p>
中西委員	<p>番号3及び4については、再度農地部会で確認します。</p>
議長	<p>定まらないままにどう処理したら良いのか分からない状態ですので、今後どうしたら進められるか、農地部会で決めていただき、それに沿って処理していけたらと思います。</p>
中西委員	<p>農地部会で話し合い、決めた基準に沿って判断するというので、納得していただけますか。</p>

<p>議 長</p>	<p>そういったことで宜しいでしょうか。 他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第4号議案 非農地通知の決定について」は、番号3及び4を継続審議とし、それ以外については議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、露天資材置場を整備するために転用するもので、隣接農地はなく、雨水は南側側溝へ排水されます。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後2時45分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____